

# 国分高等学校いじめ防止基本方針

**社会の要請・法制定の意義**

いじめ問題への対応は、いじめだけに特化するものでなく、子どもも大人も、人々が生きるにあたっての直面する課題である。

いじめの止まりやすい国であるかどうかは、その国の教育力と国民の成熟度の指標となる。日常生活の仕組や行為への私的責任領域とそれを補う法制定による公的責任領域が必要である。

**いじめ防止対策基本法による基本方針策定及び組織編成規定**

【第13条】学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【第23条】学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

**家庭・地域との連携**

- 学級PTA
- 学年PTA
- PTA総会
- 地区PTA
- 学校関係者評価委員会

**県教委との連携**

- 指導主事の派遣及び助言
- いじめ問題解決チームの派遣及び助言
- 研修等への講師派遣

**関係機関との連携**

- いじめ問題対策支援室
- 警察
- 市児童福祉課
- 県中央児童相談所
- スクールカウンセラー

**本校の教育目標**

日本国憲法・教育基本法の精神に則り、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、本校の教育活動において、郷土のよき教育的伝統や風土を最大限に活用する。あわせて、本校の人間形成の根本理念である校訓「自律・気魄・端正」のもと、目標達成のため自らを律し、志と気概を持って学び続け、そして他者を尊重しながら自己を確立していく生徒を育成する。

**本校のいじめ防止に関する基本的な考え方・理念**

- (1) 「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。
- (2) いじめは絶対に許されない行為である。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通すと同時にいじめている生徒の心の問題や根本原因を明らかにし、真の解決につなげる。
- (4) いじめ防止の根本は、校長をはじめとする教職員のいじめ問題の認識及びそれに対する姿勢にある。

**【いじめ防止対策委員会】**

(内容) ・年間を通じた取組等について検討  
・年間の活動の検証、次年度への計画の作成

(構成) 校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、教育相談係、養護教諭、スクールカウンセラー  
※必要に応じて担任、部顧問等を加える。

**学校の取組**

○ **未然防止**

- ① 教職員の言動でいじめを誘発、助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ② 教職員は常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を点検して、改善充実を図る。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーなどを活用する。
- ④ 生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、自ら行動できる集団づくりに努める。

○ **早期発見**

- ① 教職員は常に生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視するように努める。
- ② 定期的に、いじめ実態調査を行う。
- ③ ネットパトロールなどの情報から個別面談などを実施する。

○ **対応・措置**

- ① いじめられている生徒・保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任が抱え込むことがないように、特別支援校内委員会が対策案を提示し、教職員全体で対応する
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ 法を犯す行為に対しては、早期に警察などに相談して協力を求める。
- ⑤ いじめ事象の判断に迷う場合は早期に県教育委員会等の関係機関に相談し、協力を求める。

**【年間計画】**

学期	生徒関係	職員関係	検証関係
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題を考える週間</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・教育相談</li> <li>・三者面談</li> <li>・学校楽しいーと実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針の確認</li> <li>・いじめに関する校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の活動計画の検討</li> <li>・アンケート分析</li> <li>・教育相談のまとめ</li> <li>・三者面談のまとめ</li> <li>・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認</li> </ul>
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題を考える週間</li> <li>・アンケート調査</li> <li>・携帯・ネット利用実態調査</li> <li>・教育相談</li> <li>・SNSチェックシート実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに関する校内研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート分析</li> <li>・教育相談のまとめ</li> <li>・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認</li> </ul>
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート調査</li> <li>・情報モラルについての指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラル教育研修</li> <li>・チェックリストによる自己チェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート分析</li> <li>・年間の取組の総括及び次年度に向けての取組確認</li> </ul>

**本校の教育方針**

- (1) 早期に進路目標を設定させ、その実現に向けて、学力の定着と向上を図る。
- (2) 基本的な生活習慣を確立し、知・徳・体の調和のとれた人材を育成する。
- (3) SSH全校体制で探究展開をはかり、汎用的能力育成および進路実績を果たす。
- (4) 中学生や関係者への広報活動の展開を図り、第一希望として選ばれる学校を目指す。
- (5) 学校全体で、無駄・無理・むらを省き、業務の改善を行う。
- (6) 教育活動全般を通して、人権教育・道徳教育・国際理解教育・環境整備を推進する。

**本校の経営方針**

- (1) 全職員が意欲を持って学校経営に参加し、職員・生徒が丸となって教育活動に取り組む。
- (2) 個性・適性に応じた教育を展開し、生徒の向上心と可能性を引き出して、進路志望の実現を図る。
- (3) 教育環境を整備し、学習指導、進路指導、生徒指導等の充実と、学校行事等を通して心身を鍛錬し、心豊かでたくましい生徒を育成する。
- (4) PTA・同窓会及び地域社会との連携を図りながらその期待に応える教育活動を推進する。